

議案第2号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の94の項中「5, 600円」を「6, 900円」に、「9, 400円」を「13, 000円」に、「14, 000円」を「21, 000円」に、「19, 000円」を「25, 000円」に改め、同表の1の102の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「11, 000円」を「15, 000円」に、「12, 000円」を「17, 000円」に、「16, 000円」を「25, 000円」に、「23, 000円」を「31, 000円」に改め、同表の1の104の項及び105の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の1の106の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「同条第20項」を「同条第29項」に、「9, 900円」を「12, 000円」に、「11, 000円」を「16, 000円」に、「1件 15, 000円」を「1件 23, 000円」に、「21, 000円」を「29, 000円」に改め、同表の1の107の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表の1の108の項から110の項までの規定中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表の1の111の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表の1の142の2の項(7)から(9)までを削り、同項中「94の項の(1)から(9)まで」を「94の項」に改め、同表の1の142の2の2の項(7)から(9)までを削り、同項中「94の

項の(1)から(9)まで」を「94の項」に改め、同表の1の142の3の項中「142の2の項の(1)から(9)まで」を「142の2の項の(1)から(6)まで」に改め、同表の1の142の3の2の項中「142の2の2の項の(1)から(9)まで」を「142の2の2の項の(1)から(6)まで」に改め、同表の2及び3を次のように改める。

2 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

手数料を徴収する事項	額	徴収時期
<p>1 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（当該認定申請に併せて、区長が指定するものが作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合に限る。）</p> <p>(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合</p> <p>(2) (1)以外の建築物の場合</p> <p>ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）</p>	1件 5,800円	認定申請のとき

)			
(ア) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 未満のもの	1件 11,300円	認定申請 のとき	
(イ) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	1件 23,800円	認定申請 のとき	
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満のもの	1件 52,800円	認定申請 のとき	
(エ) 当該部分の床面積の合 計が5,000平方メー トル以上10,000平 方メートル未満のもの	1件 94,700円	認定申請 のとき	
(オ) 当該部分の床面積の合 計が10,000平方メー トルのもの	1件 119,000円	認定申請 のとき	
イ 非住宅部分（省令第1条 第1項第1号に規定する非 住宅部分をいう。以下同じ 。）			
(ア) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 未満のもの	1件 11,300円	認定申請 のとき	
(イ) 当該部分の床面積の合	1件 19,500円	認定申請	

	計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの		のとき
(ウ)	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件 31,600 円	認定申請のとき
(エ)	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件 94,300 円	認定申請のとき
(オ)	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件 149,000 円	認定申請のとき
(カ)	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルのもの	1 件 188,000 円	認定申請のとき
		(当該認定申請に併せて 都市の低炭素化の促進に 関する法律第 54 条第 2 項の規定に基づく申出が あった場合には、この表 の 1 の 94 の項に定める 額を加算した額とする。)	
2	都市の低炭素化の促進に関する		

<p>る法律第 54 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（1 の項に該当するものを除く。）</p>		
<p>(1) 一戸建て住宅の場合</p> <p>ア 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合</p>		
<p>(ア) 当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの</p>	1 件 20,700 円	認定申請のとき
<p>(イ) 当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの</p>	1 件 22,200 円	認定申請のとき
<p>イ 仕様・計算併用法（住宅部分の省令第1条第1項第2号イ(1)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率（以下「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の省令第1条第1項第1号</p>		

	イの一次エネルギー消費量 (以下「一次エネルギー消費量」という。)を省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下の項及び4の項並びにこの表の3の7の項及び9の項において同じ。)による場合		
(ア)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件 30, 100円	認定申請のとき
(イ)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件 33, 200円	認定申請のとき
ウ	標準計算法(省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下の項及び4の項並びにこの表の3の7の項及び9の項において		

て同じ。) による場合			
(ア) 当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 未満のもの	1 件 40, 200 円	認定申請 のとき	
(イ) 当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 以上のもの	1 件 44, 900 円	認定申請 のとき	
(2) (1)以外の建築物の場合			
ア 住宅部分 (誘導仕様基準 による場合に限る。)			
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 38, 700 円	認定申請 のとき	
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 66, 900 円	認定申請 のとき	
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 120, 000 円	認定申請 のとき	
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上のもの	1 件 183, 000 円	認定申請 のとき	
イ 住宅部分 (仕様・計算併 用法による場合に限る。)			
(ア) 当該部分の床面積の合	1 件 59, 800 円	認定申請	

計が 300 平方メートル 未満のもの			のとき
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	1 件 100,000 円		認定申請 のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方 メートル未満のもの	1 件 175,000 円		認定申請 のとき
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平 方メートル未満のもの	1 件 256,000 円		認定申請 のとき
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 10,000 平方メー トルのもの	1 件 304,000 円		認定申請 のとき
ウ 住宅部分（標準計算法に よる場合に限る。）			
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 81,000 円		認定申請 のとき
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	1 件 135,000 円		認定申請 のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合	1 件 229,000 円		認定申請

計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの		のとき
(イ) 当該部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの	1 件 329, 000 円	認定申請のとき
(オ) 当該部分の床面積の合計が 10, 000 平方メートルのもの	1 件 390, 000 円	認定申請のとき
エ 非住宅部分（モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第 10 条第 1 号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4 の項並びにこの表の 3 の 7 の項及び 9 の項において同じ。）による場合に限る。）		
(ア) 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件 102, 000 円	認定申請のとき

(イ) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 以上1,000平方メー トル未満のもの	1件 129,000円	認定申請 のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が1,000平方メー トル以上2,000平方 メートル未満のもの	1件 171,000円	認定申請 のとき
(エ) 当該部分の床面積の合 計が2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満のもの	1件 276,000円	認定申請 のとき
(オ) 当該部分の床面積の合 計が5,000平方メー トル以上10,000平 方メートル未満のもの	1件 361,000円	認定申請 のとき
(カ) 当該部分の床面積の合 計が10,000平方メー トルのもの	1件 434,000円	認定申請 のとき
オ 非住宅部分（標準入力法 等（実際の設計仕様の条件 を基に算定した一次エネル ギー消費量及び屋内周囲空 間の年間熱負荷を用いて評 価する方法をいう。4の項 並びにこの表の3の7の項 及び9の項において同じ。		

)による場合に限る。)		
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件 266,000円	認定申請のとき	
(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 334,000円	認定申請のとき	
(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 431,000円	認定申請のとき	
(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 615,000円	認定申請のとき	
(オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 758,000円	認定申請のとき	
(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	1件 896,000円	認定申請のとき	
	(当該認定申請に併せて 都市の低炭素化の促進に 関する法律第54条第2 項の規定に基づく申出が		

	あつた場合には、この表の1の94の項に定める額を加算した額とする。)	
3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定（当該変更認定申請に併せて、区長が指定するものが作成した同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合に限る。）		
(1) 一戸建て住宅の場合	1件 4, 100円	変更認定申請のとき
(2) (1)以外の建築物の場合		
ア 住宅部分		
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件 8, 000円	変更認定申請のとき
(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	1件 16, 700円	変更認定申請のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メー	1件 37, 000円	変更認定申請のと

	トル以上5, 000平方 メートル未満のもの		き
(エ) 当該部分の床面積の合 計が5, 000平方メー トル以上10, 000平 方メートル未満のもの	1件 66, 500円	変更認定 申請のと き	
(オ) 当該部分の床面積の合 計が10, 000平方メ ートルのもの	1件 83, 500円	変更認定 申請のと き	
イ 非住宅部分			
(ア) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 未満のもの	1件 8, 000円	変更認定 申請のと き	
(イ) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 以上1, 000平方メー トル未満のもの	1件 13, 800円	変更認定 申請のと き	
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が1, 000平方メー トル以上2, 000平方 メートル未満のもの	1件 22, 200円	変更認定 申請のと き	
(エ) 当該部分の床面積の合 計が2, 000平方メー トル以上5, 000平方 メートル未満のもの	1件 66, 100円	変更認定 申請のと き	
(オ) 当該部分の床面積の合 計が5, 000平方メー	1件 104, 000円	変更認定 申請のと	

	トル以上 10,000 平方メートル未満のもの (カ) 当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルのもの	1 件 132,000 円	き 変更認定申請のとき (当該変更認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合には、この表の 1 の 94 の項に定める額を加算した額とする。)
4 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定（3 の項に該当するものを除く。） (1) 一戸建て住宅の場合 ア 誘導仕様基準による場合 (ア) 当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの (イ) 当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	1 件 14,300 円 1 件 15,100 円	変更認定申請のとき 変更認定申請のとき	

イ 仕様・計算併用法による場合			
(ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	21,100円	変更認定申請のとき
(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件	23,300円	変更認定申請のとき
ウ 標準計算法による場合			
(ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	28,300円	変更認定申請のとき
(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件	31,500円	変更認定申請のとき
(2) (1)以外の建築物の場合			
ア 住宅部分（誘導仕様基準による場合に限る。）			
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	26,800円	変更認定申請のとき
(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	46,500円	変更認定申請のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メー	1件	84,800円	変更認定申請のと

	トル以上5, 000平方メートル未満のもの		き
(エ) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの	1 件 127, 000円	変更認定 申請のとき	
イ 住宅部分（仕様・計算併用法による場合に限る。）			
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件 42, 000円	変更認定 申請のとき	
(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	1 件 70, 500円	変更認定 申請のとき	
(ウ) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	1 件 122, 000円	変更認定 申請のとき	
(エ) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	1 件 179, 000円	変更認定 申請のとき	
(オ) 当該部分の床面積の合計が10, 000平方メートルのもの	1 件 213, 000円	変更認定 申請のとき	
ウ 住宅部分（標準計算法による場合に限る。）			

(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 56,800 円	変更認定 申請のと き
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	1 件 94,600 円	変更認定 申請のと き
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方 メートル未満のもの	1 件 161,000 円	変更認定 申請のと き
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平 方メートル未満のもの	1 件 231,000 円	変更認定 申請のと き
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 10,000 平方メー トルのもの	1 件 273,000 円	変更認定 申請のと き
エ 非住宅部分（モデル建物 法による場合に限る。）		
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 71,600 円	変更認定 申請のと き
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 1,000 平方メー トル未満のもの	1 件 91,100 円	変更認定 申請のと き

(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 1, 000 平方メー トル以上 2, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 119, 000 円	変更認定 申請のと き
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 193, 000 円	変更認定 申請のと き
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 253, 000 円	変更認定 申請のと き
(カ) 当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー トルのもの オ 非住宅部分（標準入力法 等による場合に限る。）	1 件 304, 000 円	変更認定 申請のと き
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 186, 000 円	変更認定 申請のと き
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 1, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 234, 000 円	変更認定 申請のと き
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 1, 000 平方メー トル以上 2, 000 平方	1 件 301, 000 円	変更認定 申請のと き

メートル未満のもの		
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 430, 000 円	変更認定 申請のと き
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 531, 000 円	変更認定 申請のと き
(カ) 当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー トルのもの	1 件 627, 000 円	変更認定 申請のと き
	(当該変更認定申請に併 せて都市の低炭素化の促 進に関する法律第 55 条 第 2 項において準用する 同法第 54 条第 2 項の規 定に基づく申出があった 場合には、この表の 1 の 94 の項に定める額を加 算した額とする。)	

備考

- 1 複合建築物（住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）の手数料の額は、住宅部分と非住宅部分の額の合計額とする。
- 2 住戸の数が 1 である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、1 の項から 4 の項までの(1)に掲げる額とする。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る

手数料

手数料を徴収する事項	額	徴収時期
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合の審査（特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）		
(1) 一戸建て住宅の場合		
ア 当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件 2,500円	確認申請 又は計画 通知のとき
イ 当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件 4,700円	確認申請 又は計画 通知のとき
ウ 当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超えて200平方メートル以内のもの	1件 7,800円	確認申請 又は計画 通知のとき
エ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超	1件 9,400円	確認申請 又は計画

えるもの		通知のと き
(2) 一戸建て住宅以外の住宅の 場合		
ア 当該住宅の床面積の合計 が 30 平方メートル以内の もの	1 件 4, 300 円	確認申請 又は計画 通知のと き
イ 当該住宅の床面積の合計 が 30 平方メートルを超 100 平方メートル以内の もの	1 件 8, 200 円	確認申請 又は計画 通知のと き
ウ 当該住宅の床面積の合計 が 100 平方メートルを超 え 200 平方メートル以内 のもの	1 件 13, 300 円	確認申請 又は計画 通知のと き
エ 当該住宅の床面積の合計 が 200 平方メートルを超 え 500 平方メートル以内 のもの	1 件 15, 900 円	確認申請 又は計画 通知のと き
オ 当該住宅の床面積の合計 が 500 平方メートルを超 え 1, 000 平方メートル 以内のもの	1 件 22, 300 円	確認申請 又は計画 通知のと き
カ 当該住宅の床面積の合計 が 1, 000 平方メートル を超え 2, 000 平方メー	1 件 31, 300 円	確認申請 又は計画 通知のと

	トル以内のもの		き
キ	当該住宅の床面積の合計 が2,000平方メートル を超えるもの	1件 50,100円	確認申請 又は計画 通知のと き
ク	当該住宅の床面積の合計 が5,000平方メートル を超えるもの	1件 68,900円	確認申請 又は計画 通知のと き
2	建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第11条 第1項又は第12条第2項の規 定に基づく建築物エネルギー消 費性能適合性判定（計画提出又 は計画通知に併せて、同法第1 0条第1項に掲げる基準に適合 していることを示す書類として 区長が定めるものが提出された 場合に限る。）		
(1)	一戸建て住宅の場合	1件 5,800円	計画提出 又は計画 通知のと き
(2)	(1)以外の建築物の場合 ア 住宅部分 (ア) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル	1件 11,300円	計画提出 又は計画

	未満のもの		通知のと き
(イ)	当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 23, 800 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(ウ)	当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 52, 800 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(エ)	当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 94, 700 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(オ)	当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー トルのもの	1 件 119, 000 円	計画提出 又は計画 通知のと き
イ 非住宅部分			
(ア)	当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 11, 300 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(イ)	当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 1, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 19, 500 円	計画提出 又は計画 通知のと き

(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 1, 000 平方メー トル以上 2, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 31, 600 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 94, 300 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 149, 000 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(カ) 当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー トルのもの	1 件 188, 000 円	計画提出 又は計画 通知のと き
3 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第 11 条 第 1 項又は第 12 条第 2 項の規 定に基づく建築物エネルギー消 費性能適合性判定（2 の項に該 当するものを除く。） (1) 一戸建て住宅の場合 ア 仕様基準（住宅部分の外 皮性能を、住宅部分の外壁 、窓等を通しての熱の損失 の防止に関する基準及び一		

次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準による場合		
(ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件 20,700円	計画提出 又は計画通知のとき
(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件 22,200円	計画提出 又は計画通知のとき
イ 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕		

	様基準若しくは誘導仕様基 準により評価する方法をい う。以下この項、5の項及 び11の項において同じ。)による場合		
(ア)	当該住宅の床面積の合 計が200平方メートル 未満のもの	1件 30,100円	計画提出 又は計画 通知のと き
(イ)	当該住宅の床面積の合 計が200平方メートル 以上のもの	1件 33,200円	計画提出 又は計画 通知のと き
ウ	標準計算法（省令第1条 第1項第2号イ(1)及び同 号ロ(1)の基準により評価 する方法又は省令第10条 第2号イ(1)及び同号ロ(1) の基準により評価する方法 をいう。以下この項、5の 項及び11の項において同 じ。)による場合		
(ア)	当該住宅の床面積の合 計が200平方メートル 未満のもの	1件 40,200円	計画提出 又は計画 通知のと き
(イ)	当該住宅の床面積の合	1件 44,900円	計画提出

	計が 200 平方メートル 以上のもの		又は計画 通知のと き
(2) (1)以外の建築物の場合			
ア 住宅部分 (仕様基準又は 誘導仕様基準による場合に 限る。)			
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 38,700 円	計画提出 又は計画 通知のと き	
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	1 件 66,900 円	計画提出 又は計画 通知のと き	
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方 メートル未満のもの	1 件 120,000 円	計画提出 又は計画 通知のと き	
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 5,000 平方メー トル以上のもの	1 件 183,000 円	計画提出 又は計画 通知のと き	
イ 住宅部分 (仕様・計算併 用法による場合に限る。)			
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル	1 件 59,800 円	計画提出 又は計画	

	未満のもの		通知のと き
(イ)	当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	1 件 100,000 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(ウ)	当該部分の床面積の合 計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方 メートル未満のもの	1 件 175,000 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(エ)	当該部分の床面積の合 計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平 方メートル未満のもの	1 件 256,000 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(オ)	当該部分の床面積の合 計が 10,000 平方メー トルのもの	1 件 304,000 円	計画提出 又は計画 通知のと き
ウ	住宅部分（標準計算法に よる場合に限る。）		
(ア)	当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 81,000 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(イ)	当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	1 件 135,000 円	計画提出 又は計画 通知のと き

	トル未満のもの		き
(ウ)	当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 229, 000 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(エ)	当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 329, 000 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(オ)	当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー トルのもの	1 件 390, 000 円	計画提出 又は計画 通知のと き
エ	非住宅部分の用途が工場 等（工場、危険物の貯蔵又 は処理に供するもの、水産 物の増殖場又は養殖場、倉 庫、卸売市場及び火葬場、 と畜場、汚物処理場、ごみ 焼却場その他の処理施設を いう。以下同じ。）のみの もの		
(ア)	当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 11, 300 円	計画提出 又は計画 通知のと き
(イ)	当該部分の床面積の合	1 件 19, 500 円	計画提出

	計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの		又は計画通知のとき
(ウ)	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件 31,600 円	計画提出又は計画通知のとき
(エ)	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件 94,300 円	計画提出又は計画通知のとき
(オ)	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件 149,000 円	計画提出又は計画通知のとき
(カ)	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルのもの	1 件 188,000 円	計画提出又は計画通知のとき
オ エ以外の非住宅部分（モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。5 の項及び 11 の項において同じ。）による場合に限る。）			

(ア) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 未満のもの	1件 102,000円	計画提出 又は計画 通知のと き
(イ) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 以上1,000平方メー トル未満のもの	1件 129,000円	計画提出 又は計画 通知のと き
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が1,000平方メー トル以上2,000平方 メートル未満のもの	1件 171,000円	計画提出 又は計画 通知のと き
(エ) 当該部分の床面積の合 計が2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満のもの	1件 276,000円	計画提出 又は計画 通知のと き
(オ) 当該部分の床面積の合 計が5,000平方メー トル以上10,000平 方メートル未満のもの	1件 361,000円	計画提出 又は計画 通知のと き
(カ) 当該部分の床面積の合 計が10,000平方メー トルのもの	1件 434,000円	計画提出 又は計画 通知のと き
カ エ以外の非住宅部分（標 準入力法等（実際の設計仕 様の条件を基に算定した一		

	次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。5の項及び11の項において同じ。)による場合に限る。)		
(ア)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件 266,000円	計画提出又は計画通知のとき
(イ)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 334,000円	計画提出又は計画通知のとき
(ウ)	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 431,000円	計画提出又は計画通知のとき
(エ)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 615,000円	計画提出又は計画通知のとき
(オ)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 758,000円	計画提出又は計画通知のとき
(カ)	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	1件 896,000円	計画提出又は計画

通知のと き	一トルのもの
4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（変更計画提出又は変更計画通知に併せて、同法第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合に限る。）	
(1) 一戸建て住宅の場合	1件 4, 100円 変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(2) (1)以外の建築物の場合	
ア 住宅部分	1件 8, 000円 変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(ア) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 未満のもの	
(イ) 当該部分の床面積の合	1件 16, 700円 変更計画

	計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		提出又は 変更計画 通知のとき
(ウ)	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件 37,000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のとき
(エ)	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件 66,500 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のとき
(オ)	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルのもの	1 件 83,500 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のとき
イ	非住宅部分		
(ア)	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件 8,000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のとき
(イ)	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル	1 件 13,800 円	変更計画 提出又は

以上1, 000平方メートル未満のもの		変更計画 通知のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	1件 22, 200円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のとき
(エ) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	1件 66, 100円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のとき
(オ) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	1件 104, 000円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のとき
(カ) 当該部分の床面積の合計が10, 000平方メートルのもの	1件 132, 000円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のとき
5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消		

	費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（4の項に該当するものを除く。）		
(1)	一戸建て住宅の場合		
	ア 仕様基準又は誘導仕様基準による場合		
	(ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件 14,300円	変更計画提出又は変更計画通知のとき
	(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件 15,100円	変更計画提出又は変更計画通知のとき
	イ 仕様・計算併用法による場合		
	(ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件 21,100円	変更計画提出又は変更計画通知のとき
	(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件 23,300円	変更計画提出又は変更計画

			通知のと き
ウ 標準計算法による場合			
(ア) 当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 未満のもの	1 件	28, 300 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(イ) 当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 以上のもの	1 件	31, 500 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(2) (1)以外の建築物の場合			
ア 住宅部分（仕様基準又は 誘導仕様基準による場合に 限る。）			
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件	26, 800 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2, 000 平方メー トル未満のもの	1 件	46, 500 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き

(ウ) 当該部分の床面積の合 計が2, 000平方メー トル以上5, 000平方 メートル未満のもの	1件 84, 800円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(エ) 当該部分の床面積の合 計が5, 000平方メー トル以上のもの	1件 127, 000円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
イ 住宅部分（仕様・計算併 用法による場合に限る。）		
(ア) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 未満のもの	1件 42, 000円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(イ) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 以上2, 000平方メー トル未満のもの	1件 70, 500円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が2, 000平方メー トル以上5, 000平方 メートル未満のもの	1件 122, 000円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き

(イ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 179, 000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー トルのもの	1 件 213, 000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
ウ 住宅部分（標準計算法に よる場合に限る。）		
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 56, 800 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 94, 600 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 161, 000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き

(イ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 231, 000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メ ートルのもの	1 件 273, 000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
エ 非住宅部分の用途が工場 等のみのもの		
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 8, 000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 1, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 13, 800 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 1, 000 平方メー トル以上 2, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 22, 200 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き

(イ) 当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 66, 100 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 104, 000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(カ) 当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー トルのもの	1 件 132, 000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
オ エ以外の非住宅部分（モ デル建物法による場合に限 る。）		
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 71, 600 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 1, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 91, 100 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き

			き
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 1, 000 平方メー トル以上 2, 000 平方 メートル未満のもの	1 件	1 1 9, 0 0 0 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件	1 9 3, 0 0 0 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件	2 5 3, 0 0 0 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(カ) 当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー トルのもの	1 件	3 0 4, 0 0 0 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
カ エ以外の非住宅部分（標 準入力法等による場合に限 る。）			
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件	1 8 6, 0 0 0 円	変更計画 提出又は 変更計画

			通知のと き
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 1,000 平方メー トル未満のもの	1 件	234,000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	1 件	301,000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方 メートル未満のもの	1 件	430,000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平 方メートル未満のもの	1 件	531,000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き
(カ) 当該部分の床面積の合 計が 10,000 平方メー トルのもの	1 件	627,000 円	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（当該認定申請に併せて、同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合に限る。）			

方メートル未満のもの			
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メ ートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	1 件	119, 000 円	認定申請 のとき
(カ) 当該部分の床面積の合 計が 25, 000 平方メ ートル以上のもの	1 件	148, 000 円	認定申請 のとき
イ 非住宅部分			
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件	11, 300 円	認定申請 のとき
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 1, 000 平方メー トル未満のもの	1 件	19, 500 円	認定申請 のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 1, 000 平方メー トル以上 2, 000 平方 メートル未満のもの	1 件	31, 600 円	認定申請 のとき
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件	94, 300 円	認定申請 のとき
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平	1 件	149, 000 円	認定申請 のとき

	方メートル未満のもの		
(カ)	当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メ ートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	1 件 188, 000 円	認定申請 のとき
(キ)	当該部分の床面積の合 計が 25, 000 平方メ ートル以上のもの	1 件 235, 000 円	認定申請 のとき
		(当該認定申請に併せて 建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法 律第 30 条第 2 項の規定 に基づく申出があった場 合には、この表の 1 の 9 4 の項に定める額を加算 した額とする。)	
7	建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第 30 条 第 1 項の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の認 定（6 の項に該当するものを除 く。）		
(1)	一戸建て住宅の場合 ア 誘導仕様基準による場合		
	(ア) 当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 未満のもの	1 件 20, 700 円	認定申請 のとき

(イ) 当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 以上のもの	1 件 22, 200 円	認定申請 のとき
イ 仕様・計算併用法による 場合		
(ア) 当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 未満のもの	1 件 30, 100 円	認定申請 のとき
(イ) 当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 以上のもの	1 件 33, 200 円	認定申請 のとき
ウ 標準計算法による場合		
(ア) 当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 未満のもの	1 件 40, 200 円	認定申請 のとき
(イ) 当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 以上のもの	1 件 44, 900 円	認定申請 のとき
(2) (1)以外の建築物の場合		
ア 住宅部分（誘導仕様基準 による場合に限る。）		
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 38, 700 円	認定申請 のとき
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2, 000 平方メー	1 件 66, 900 円	認定申請 のとき

	トル未満のもの		
(ウ)	当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 1 2 0 , 0 0 0 円	認定申請 のとき
(エ)	当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上のもの	1 件 1 8 3 , 0 0 0 円	認定申請 のとき
イ	住宅部分（仕様・計算併 用法による場合に限る。）		
(ア)	当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 5 9 , 8 0 0 円	認定申請 のとき
(イ)	当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 1 0 0 , 0 0 0 円	認定申請 のとき
(ウ)	当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 1 7 5 , 0 0 0 円	認定申請 のとき
(エ)	当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 2 5 6 , 0 0 0 円	認定申請 のとき
(オ)	当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 3 0 4 , 0 0 0 円	認定申請 のとき

	一トル以上 25, 000 平方メートル未満のもの		
(カ) 当該部分の床面積の合 計が 25, 000 平方メー トル以上のもの	1 件 354, 000 円	認定申請 のとき	
ウ 住宅部分（標準計算法に よる場合に限る。）			
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 81, 000 円	認定申請 のとき	
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 135, 000 円	認定申請 のとき	
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 229, 000 円	認定申請 のとき	
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 329, 000 円	認定申請 のとき	
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー トル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	1 件 390, 000 円	認定申請 のとき	
(カ) 当該部分の床面積の合	1 件 449, 000 円	認定申請	

	計が 25, 000 平方メートル以上のもの エ 非住宅部分（モデル建物法による場合に限る。）		のとき
(ア)	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件 102, 000 円	認定申請のとき
(イ)	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの	1 件 129, 000 円	認定申請のとき
(ウ)	当該部分の床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	1 件 171, 000 円	認定申請のとき
(エ)	当該部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	1 件 276, 000 円	認定申請のとき
(オ)	当該部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの	1 件 361, 000 円	認定申請のとき
(カ)	当該部分の床面積の合計が 10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	1 件 434, 000 円	認定申請のとき

(キ) 当該部分の床面積の合 計が 25, 000 平方メー トル以上のもの オ 非住宅部分（標準入力法 等による場合に限る。）	1 件 509, 000 円	認定申請 のとき
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 266, 000 円	認定申請 のとき
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 1, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 334, 000 円	認定申請 のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 1, 000 平方メー トル以上 2, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 431, 000 円	認定申請 のとき
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 615, 000 円	認定申請 のとき
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 758, 000 円	認定申請 のとき
(カ) 当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー トル以上 25, 000	1 件 896, 000 円	認定申請 のとき

	平方メートル未満のもの		
(‡) 当該部分の床面積の合 計が 25, 000 平方メ ートル以上のもの	1 件 1, 020, 00 0 円	認定申請 のとき	
	(当該認定申請に併せて 建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法 律第 30 条第 2 項の規定 に基づく申出があった場 合には、この表の 1 の 9 4 の項に定める額を加算 した額とする。)		
8 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第 31 条 第 1 項の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の変 更の認定（当該変更認定申請に 併せて、同法第 30 条第 1 項各 号に掲げる基準に適合している ことを示す書類として区長が定 めるものが提出された場合に限 る。）			
(1) 一戸建て住宅の場合	1 件 4, 100 円	変更認定 申請のと き	
(2) (1)以外の建築物の場合 ア 住宅部分			

(ア) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 未満のもの	1件 8, 000円	変更認定 申請のと き
(イ) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 以上2, 000平方メー トル未満のもの	1件 16, 700円	変更認定 申請のと き
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が2, 000平方メー トル以上5, 000平方 メートル未満のもの	1件 37, 000円	変更認定 申請のと き
(エ) 当該部分の床面積の合 計が5, 000平方メー トル以上10, 000平 方メートル未満のもの	1件 66, 500円	変更認定 申請のと き
(オ) 当該部分の床面積の合 計が10, 000平方メー トル以上25, 000 平方メートル未満のもの	1件 83, 500円	変更認定 申請のと き
(カ) 当該部分の床面積の合 計が25, 000平方メー トル以上のもの	1件 103, 000円	変更認定 申請のと き
イ 非住宅部分		
(ア) 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 未満のもの	1件 8, 000円	変更認定 申請のと き
(イ) 当該部分の床面積の合	1件 13, 800円	変更認定

計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		申請のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 22,200円	変更認定申請のとき
(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 66,100円	変更認定申請のとき
(オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 104,000円	変更認定申請のとき
(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 132,000円	変更認定申請のとき
(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件 165,000円	変更認定申請のとき (当該変更認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第3

	0条第2項の規定に基づく申出があった場合には、この表の1の94の項に定める額を加算した額とする。)	
9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（8の項に該当するものを除く。） (1) 一戸建て住宅の場合 ア 誘導仕様基準による場合 (ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの (イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの イ 仕様・計算併用法による場合 (ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの (イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件 14,300円 1件 15,100円 1件 21,100円 1件 23,300円	変更認定申請のとき 変更認定申請のとき 変更認定申請のとき 変更認定申請のとき

ウ 標準計算法による場合			
(ア) 当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 未満のもの	1 件 28, 300 円	変更認定 申請のと き	
(イ) 当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 以上のもの	1 件 31, 500 円	変更認定 申請のと き	
(2) (1)以外の建築物の場合			
ア 住宅部分 (誘導仕様基準 による場合に限る。)			
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 26, 800 円	変更認定 申請のと き	
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 46, 500 円	変更認定 申請のと き	
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 84, 800 円	変更認定 申請のと き	
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上のもの	1 件 127, 000 円	変更認定 申請のと き	
イ 住宅部分 (仕様・計算併 用法による場合に限る。)			
(ア) 当該部分の床面積の合	1 件 42, 000 円	変更認定	

計が 300 平方メートル未満のもの		申請のとき
(イ) 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件 70,500 円	変更認定 申請のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件 122,000 円	変更認定 申請のとき
(エ) 当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件 179,000 円	変更認定 申請のとき
(オ) 当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件 213,000 円	変更認定 申請のとき
(カ) 当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	1 件 248,000 円	変更認定 申請のとき
ウ 住宅部分（標準計算法による場合に限る。）		
(ア) 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件 56,800 円	変更認定 申請のとき
(イ) 当該部分の床面積の合	1 件 94,600 円	変更認定

	計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		申請のとき
(ウ)	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件 161,000 円	変更認定 申請のとき
(エ)	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件 231,000 円	変更認定 申請のとき
(オ)	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件 273,000 円	変更認定 申請のとき
(カ)	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	1 件 314,000 円	変更認定 申請のとき
エ	非住宅部分（モデル建物法による場合に限る。）		
(ア)	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件 71,600 円	変更認定 申請のとき
(イ)	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 件 91,100 円	変更認定 申請のとき

(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 1, 000 平方メー トル以上 2, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 119, 000 円	変更認定 申請のと き
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 193, 000 円	変更認定 申請のと き
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 253, 000 円	変更認定 申請のと き
(カ) 当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー トル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	1 件 304, 000 円	変更認定 申請のと き
(キ) 当該部分の床面積の合 計が 25, 000 平方メー トル以上のもの オ 非住宅部分（標準入力法 等による場合に限る。）	1 件 357, 000 円	変更認定 申請のと き
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 186, 000 円	変更認定 申請のと き
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 1, 000 平方メー	1 件 234, 000 円	変更認定 申請のと き

	トル未満のもの		
(ウ)	当該部分の床面積の合 計が 1, 000 平方メー トル以上 2, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 301, 000 円	変更認定 申請のと き
(エ)	当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 430, 000 円	変更認定 申請のと き
(オ)	当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 531, 000 円	変更認定 申請のと き
(カ)	当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー トル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	1 件 627, 000 円	変更認定 申請のと き
(キ)	当該部分の床面積の合 計が 25, 000 平方メー トル以上のもの	1 件 715, 000 円	変更認定 申請のと き
		(当該変更認定申請に併 せて建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関する 法律第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合には	

	、この表の1の94の項に定める額を加算した額とする。)	
10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明（当該交付申請に併せて、同令第5条に掲げる軽微な変更に該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合に限る。）		
(1) 一戸建て住宅の場合	1件 4, 100円	交付申請のとき
(2) (1)以外の建築物の場合		
ア 住宅部分		
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件 8, 000円	交付申請のとき
(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	1件 16, 700円	交付申請のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル未満のもの	1件 37, 000円	交付申請のとき

	トル以上5, 000平方 メートル未満のもの		
(エ)	当該部分の床面積の合 計が5, 000平方メー トル以上10, 000平 方メートル未満のもの	1件 66, 500円	交付申請 のとき
(オ)	当該部分の床面積の合 計が10, 000平方メ ートルのもの	1件 83, 500円	交付申請 のとき
イ	非住宅部分		
(ア)	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 未満のもの	1件 8, 000円	交付申請 のとき
(イ)	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 以上1, 000平方メー トル未満のもの	1件 13, 800円	交付申請 のとき
(ウ)	当該部分の床面積の合 計が1, 000平方メー トル以上2, 000平方 メートル未満のもの	1件 22, 200円	交付申請 のとき
(エ)	当該部分の床面積の合 計が2, 000平方メー トル以上5, 000平方 メートル未満のもの	1件 66, 100円	交付申請 のとき
(オ)	当該部分の床面積の合 計が5, 000平方メー	1件 104, 000円	交付申請 のとき

トル以上 10,000 平方メートル未満のもの (カ) 当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルのもの	1 件 132,000 円	交付申請のとき
11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明（10 の項に該当するものを除く。） (1) 一戸建て住宅の場合 ア 仕様基準又は誘導仕様基準による場合 (ア) 当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの (イ) 当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの イ 仕様・計算併用法による場合 (ア) 当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの (イ) 当該住宅の床面積の合	1 件 14,300 円 1 件 15,100 円 1 件 21,100 円 1 件 23,300 円	交付申請のとき 交付申請のとき 交付申請のとき 交付申請のとき

	計が 200 平方メートル 以上のもの		のとき
ウ	標準計算法による場合		
(ア)	当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 未満のもの	1 件 28, 300 円	交付申請 のとき
(イ)	当該住宅の床面積の合 計が 200 平方メートル 以上のもの	1 件 31, 500 円	交付申請 のとき
(2)	(1)以外の建築物の場合		
ア	住宅部分（仕様基準又は 誘導仕様基準による場合に 限る。）		
(ア)	当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 26, 800 円	交付申請 のとき
(イ)	当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 2, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 46, 500 円	交付申請 のとき
(ウ)	当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 84, 800 円	交付申請 のとき
(エ)	当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上のもの	1 件 127, 000 円	交付申請 のとき

イ 住宅部分（仕様・計算併用法による場合に限る。）			
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	42,000円	交付申請のとき
(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	70,500円	交付申請のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	122,000円	交付申請のとき
(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	179,000円	交付申請のとき
(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	1件	213,000円	交付申請のとき
ウ 住宅部分（標準計算法による場合に限る。）			
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	56,800円	交付申請のとき
(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル	1件	94,600円	交付申請のとき

以上2, 000平方メートル未満のもの			
(ウ) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	1件	161, 000円	交付申請のとき
(エ) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	1件	231, 000円	交付申請のとき
(オ) 当該部分の床面積の合計が10, 000平方メートルのもの	1件	273, 000円	交付申請のとき
エ 非住宅部分の用途が工場等のみのもの			
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	8, 000円	交付申請のとき
(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの	1件	13, 800円	交付申請のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	1件	22, 200円	交付申請のとき
(エ) 当該部分の床面積の合	1件	66, 100円	交付申請

	計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの		のとき
(オ)	当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 104, 000 円	交付申請 のとき
(カ)	当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メー ートルのもの	1 件 132, 000 円	交付申請 のとき
オ	エ以外の非住宅部分（モ デル建物法による場合に限 る。）		
(ア)	当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 71, 600 円	交付申請 のとき
(イ)	当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 1, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 91, 100 円	交付申請 のとき
(ウ)	当該部分の床面積の合 計が 1, 000 平方メー トル以上 2, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 119, 000 円	交付申請 のとき
(エ)	当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方	1 件 193, 000 円	交付申請 のとき

メートル未満のもの		
(オ) 当該部分の床面積の合 計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの	1 件 253, 000 円	交付申請 のとき
(カ) 当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メ ートルのもの	1 件 304, 000 円	交付申請 のとき
カ エ以外の非住宅部分（標 準入力法等による場合に限 る。）		
(ア) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件 186, 000 円	交付申請 のとき
(イ) 当該部分の床面積の合 計が 300 平方メートル 以上 1, 000 平方メー トル未満のもの	1 件 234, 000 円	交付申請 のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合 計が 1, 000 平方メー トル以上 2, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 301, 000 円	交付申請 のとき
(エ) 当該部分の床面積の合 計が 2, 000 平方メー トル以上 5, 000 平方 メートル未満のもの	1 件 430, 000 円	交付申請 のとき
(オ) 当該部分の床面積の合	1 件 531, 000 円	交付申請

計が 5, 000 平方メー トル以上 10, 000 平 方メートル未満のもの (カ) 当該部分の床面積の合 計が 10, 000 平方メ ートルのもの	1 件 627, 000 円	のとき 交付申請 のとき
--------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------	--------------------

備考

- 1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する場合の3の項、5の項又は11の項に規定する事項に係る手数料の額は、それぞれ3の項(2)カ、5の項(2)カ又は11の項(2)カに掲げる場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する場合であって、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する場合の7の項又は9の項に規定する事項に係る手数料の額は、それぞれ7の項(2)オ又は9の項(2)オに掲げる場合とみなして算出した額とする。
- 3 2の項から5の項まで、10の項及び11の項の規定の適用については、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計を超える場合は、当該共用部分は非住宅部分として取り扱う。
- 4 2の項から5の項まで、10の項及び11の項の規定の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 5 3の項、5の項及び11の項の規定の適用については、非住宅部分

の一部に工場等の用途を含む 1 の建築物の場合の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみのもの以外の非住宅部分により算出した額とする。

6 6 の項及び 7 の項の規定の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に同項に規定する自他供給型熱源機器等を設ける場合の手数料の額は、申請建築物の部分に係る額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）の部分に係る額を合算した額とする。

7 8 の項及び 9 の項の規定の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 1 項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 25 条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）をする場合の手数料の額は、変更のある建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、同法第 30 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）を受けた計画に新たに他の建築物を加える場合の手数料の額は、6 の項及び 7 の項に定める額と同額とする。

8 他の建築物について性能向上計画認定を受けた場合の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額は、2 の項に定める額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。

9 他の建築物について性能向上計画認定を受けた場合の当該計画の変更に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 2 項又は第 12 条第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能

確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額は、4の項に定める額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。

10 2の項から11の項までの規定（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）の適用については、一戸建て住宅以外の住宅の申請をする場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

11 3の項、5の項、7の項、9の項及び11の項の規定（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）の適用については、一戸建て住宅以外の住宅の申請をする場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

12 2の項から11の項までの規定の適用については、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、これらの項の(1)に掲げる額とする。

13 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合の3の項、5の項又は11の項に規定する事項に係る手数料の額は、それぞれ3の項(2)エ、5の項(2)エ又は11の項(2)エに掲げる場合とみなして算出した額とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）が施行されることにより、建築行政分野における地球温暖化対策が強化されることに伴い、建築物の省エネ性能評価を伴う審査、認定等に係る手数料を見直すと

とともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。